

令和8年度

酒々井町立酒々井中学校

いじめ防止対策基本方針

町立酒々井中学校
ゆるキャラグランプリ2013



いじめは、児童生徒の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為です。

教職員一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、常に危機意識をもって未然防止・早期発見・早期解決に取り組むことが重要です。

また、平成25年9月28日（最終改訂平成29年3月14日）より、いじめ防止対策推進法が施行となりました。いじめ防止対策基本方針に基づき、全ての子どもたちが安心して安全な学校生活を送れるよう適切な対応をお願いします。

【令和7年 3月19日一部改訂】

目 次

I	いじめ問題の基本的な考え方	
1	定義	3
2	いじめの基本認識	3
3	酒々井中学校いじめ問題における基本方針	4
4	中学校におけるいじめ防止の基本方針と公表	4
5	いじめ防止対策組織の設置	5
6	重大事態への対処	5
7	いじめ防止対策組織による管理職への報告	6
II	いじめの未然防止	
1	生徒を理解するために	6
2	生徒の豊かな人間関係の構築のために	7
III	いじめの早期発見	
1	早期発見のための手立て	8
2	相談しやすい環境づくり	8
IV	いじめの早期対応	
1	いじめ問題解決に向けた流れ	9
2	いじめ問題解決に向けた具体的取組	11
3	いじめ問題解決後の取組	13
4	自殺防止	13
	資料	15
資料1	いじめ実態調査（生徒用）	
資料2	いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）	
資料3	いじめ問題への取組についてのチェックリスト（学校用）	
資料4	いじめ相談窓口	

I いじめ問題の基本的な考え方

いじめは、当該生徒に苦痛を与えるだけでなく、かけがえのない命までも奪うことさえある極めて重大な問題であり、いかなる理由があろうとも「いじめは絶対に許されない行為」である。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に対しては、「いじめ問題」にどのような特質があるか十分認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に迅速に取り組むことが必要である。次の3点は、教職員として持つべき基本的認識である。

- (1) 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
 - (2) 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
 - (3) 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服すること。
- (注1) 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

※いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている生徒の心情を重視して取り組むこと。

※いじめは、被害生徒と加害生徒だけの問題ではなく、周りで、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在である ことを認識させること。

※いじめは、生徒同士だけの問題ではなく、教職員の生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

※いじめには、様々な態様が挙げられる。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた生徒の立場に立って対応すること。

【例】[冷やかし]、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視]

[パソコンや携帯電話での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・

損壊]、[軽く(ひどく)ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、

危険なことをされたり、させられたりする] 等

※いじめには、偏見と差別も挙げられ、新型コロナウイルス感染を理由とした差別や偏見などでつらい思いをさせないよう、いじめられた生徒の立場に立って対応すること。

・生徒の不安や悩みを受け止める相談窓口を伝え、つらい思いをさせない。

③ 酒々井中学校 いじめ問題における基本方針

酒々井中学校における「いじめ防止基本方針」

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、全ての生徒に徹底すること。
- (2) いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るという認識に立ち早期発見・早期対応に努めること。
- (3) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、いじめに対しては、毅然とした態度で臨むこと。
- (4) 具体的な対応にあたっては、担任のみに任せるのではなく、管理職を中心に組織としてあたることを基本方針とする。

④ 中学校におけるいじめ防止の基本方針と公表

中学校においては、酒々井町いじめ問題基本方針を受けて、中学校の実情に応じいじめ問題防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、全職員に周知・徹底を図るとともに、学校経営説明会やPTA総会、学級懇談会、学校だより等により啓発し、保護者の理解・協力を求めるものとする。

5 いじめ防止対策組織の設置

(1) 名称

酒々井中学校いじめ防止対策組織

(2) 役割

いじめ防止およびいじめを発見した場合の措置等の検討、実施、評価等について、その中核となる。

(3) 組織の構成（校長の指示の下、協議および対応する内容に応じて増減がある）

校長（委員長）・教頭（副委員長）・生徒指導主事（事務局）・学年主任（各学年チーム）・学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・教育相談担当教員・情報を担当する教諭・その他

(4) 活動内容

- ①いじめの未然防止、早期発見のための取組
- ②相談体制の整備
- ③インターネットを通じて行われるいじめの対策
- ④いじめ防止等の啓発活動
- ⑤いじめの相談・報告・調査
- ⑥関係機関との連携
- ⑦被害者及び保護者への支援
- ⑧加害者及び保護者への指導、支援
- ⑨重大事態への対処

(5) 開催回数および開催日

定例委員会を、年5回（4月、5月、10月、2月、3月）実施する。また、通常は毎週1回（原則金曜日）開催する定例生徒指導部会にその機能を委譲し、校長の指示のもと必要に応じて臨時委員会を招集する。

(6) その他

定例生徒指導部会の構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当を原則とする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

いじめにより

- ①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められる場合
- ②生徒の相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合を、「重大事態」と判断し以下の方針のもと対処する。

(2) 発生の報告調査

ア 調査組織の招集

重大事態と思われる案件が発生した場合、その連絡体制はいじめ防止対策組織・管理職に連絡することを基本とするが、緊急時には臨機応変に対応する。校長は速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会と組織の設置について協議する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

上記ア で設置した組織は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生を防止するため、町いじめ防止基本方針に準じ、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、調査結果を直ちに教育委員会に報告する。

ウ 保護者等への情報提供

町教育委員会または学校は、上記イ により明らかとなった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

学校は、上記(2)イ の調査結果をもとに、関係機関と連携をとり、必要な措置を行うものとする。

イ 再発防止

学校は、上記(2)イ の調査結果をもとに、関係機関と連携をとり、再発防止に向けた適切な対策を講ずるものとする。

7 いじめ防止対策組織による管理職への報告

(1) いじめ防止対策組織による管理職への報告

調査結果を管理職に報告するとともに、調査内容が不十分であった場合、再調査を命じられた場合、速やかに行うものとする。

(2) 再調査の実施

再調査の結果を管理職に報告するとともに、いじめを受けた生徒や保護者に対して、情報を適切に提供する。

Ⅱ いじめの未然防止

1 生徒を理解するために

(1) 小さなサインを敏感に受け止める

教師自身が常にいじめはどの子にも、どの学級でも起こり得るものであることを十分に自覚し、日頃から生徒が発する小さなサインを見逃さないようにする。

また、「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）」を活用し、定期的に生徒の状況を把握する。

(2) いじめの通報を受けた時は、事実の有無の確認とその結果を報告する

保護者やいじめ相談機関からいじめの通報を受けた時は、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じてその結果を管理職に報告するものとする。

2 生徒の豊かな人間関係の構築のために

(1) 道徳教育・体験活動の充実

道徳の時間の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実していく。また、発達段階に応じた適切な資料を選定し、生徒の心に響く道徳の時間となるよう工夫・改善を図る。

指導にあたっては、教え込むのではなく、学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるよう指導にあたる。

「SOSの出し方教育」を年度初めに実施したり、定期的に教育相談を実施し、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。

(2) 実践的な校内研修の実施

いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

また、授業や講演会、教員の研修等において、法務局職員や人権擁護委員を招くなど、法務省の人権機関などとの連携を図る。

(3) 教職員の人権意識の向上と多角的な生徒理解

日々の教育活動の中で生徒に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上に努める。また、生徒と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解と共に多角的な生徒理解に努める。

(4) 規範意識の醸成

学校生活を営む上で必要な規律については、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。その際、生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。また、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行う。

(5) 自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

日々の授業や行事などを通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを積極的に推進する。

(6) 問題解決能力の育成

議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組みさせる。

(7) コミュニケーション能力の育成

ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。

(8) 保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ防止の取組や学校生活について、定期的な情報交換等、学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

(9) 学校の取組状況総点検と評価

毎年度、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組を学校評価の中に位置づけ、「いじめ問題への取組についてのチェックリスト(学校用)」等を活用し、適切に評価・点検し、その改善を図る。

(10) 相談窓口の設置と周知

全教職員を相談窓口とし、心の相談箱をカウンセリングルーム前に設け、どんな小さなものでも当該生徒や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。

また、校外における相談窓口も含め、学校だより等に定期的に掲載し、保護者や生徒への周知を図る。

(11) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応の充実

学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施する。指導にあたっては、外部の専門家を講師として招くなどの研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。

また、携帯電話等の利用に関する危険性や携帯電話の利用に関しての家庭におけるルールづくり等について保護者への啓発を図る。

Ⅲ いじめの早期発見

1 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察を充実させる

生徒の休み時間や昼休み、部活動、放課後等において観察し、共に過ごす機会を多く持つ中でいじめの早期発見をしていく。

(2) 日記等の活用

担任と生徒が日頃から連絡を密にすることは信頼関係の構築になっていく。気になる場合には、教育相談や家庭訪問等を実施することで、早期の発見をしていく。

(3) いじめ実態調査等の実施

定期的に生徒への「いじめ実態調査（生徒用）」や聴き取りを行い、実態把握に努めるものとする。（1学期は「SOSの出し方教育」を実施後調査）

また、実態調査実施後に教育相談を実施するなど、きめ細やかな対応に努める。

2 相談しやすい環境づくり

(1) 本人からの訴えがあった場合

生徒からの訴えがあった場合、「全力で守るね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、事実関係や気持ちを傾聴しながら、心のやすらぐ場の保証をすることで、本人の心のケアに努める。

(2) 周りの生徒からの訴えがあった場合

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに起きないようにするため、場所や時間を十分確保し、訴えを真摯に受け止めること。

(3) 保護者からの訴えがあった場合

保護者がいじめに気づいたとき、担任にすぐに連絡できるように、日頃から信頼関係を築いていくことが大切である。

Ⅳ いじめの早期対応

1 いじめ問題解決に向けた流れ

いじめの情報をキャッチした時点で、全職員に周知し、多方面から迅速・的確かつ組織的に対応する。

いじめが発覚

- ◆いじめが疑われる言動を目撃
- ◆生活ノートや日記等から気になる言葉を発見
- ◆相談箱やいじめ実態調査から発見
- ◆教育相談担当者やスクールカウンセラーから発見
- ◆当該生徒からの訴え
- ◆保護者や地域からの訴え

① 管理職等への報告

いじめ問題の対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあるので、いじめの情報をキャッチした時点で、緊急事態の意識を持ち、些細なことでも速やかに管理職に報告する。

② 事実関係の正確な把握

当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。重大事態の場合は、質問票の使用等により調査を行う。

※ 事実確認は、被害者・加害者・関係生徒を個別に同時進行で行う。

③ いじめ防止対策組織の開催

校長・教頭・生徒指導主事（主任）・学年主任・担任・養護教諭・部活動顧問・スクールカウンセラー・教育相談員等により、いじめ防止対策委員会を開催し、学級担任が一人で抱えこむことのないよう、情報を共有した上で組織的に対応にあたる。

④ 対応方針・対応策の決定

すぐに行うこと及び中・長期目標、指導方針等を明確にする。

- ・ 被害生徒の保護、心のケア、学習の保証
- ・ 加害生徒への指導、懲戒、措置
- ・ 学級や他の生徒への指導
- ・ 被害生徒保護者、加害生徒保護者への情報提供（事実関係）
- ・ 関係機関との連携、警察への通報・相談
- ・ 教育委員会（町長）への報告 等

【保護者との連携】	【教育委員会との連携】	【関係機関との連携】
<p>◆保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝えるとともに、解決に向けた具体的方針と対応策を提示し、一緒に解決できるよう共通理解を図る。（電話でなく、直接会って丁寧に、誠意をもって説明する。）</p> <p>◆加害生徒の保護者にも、理解をしてもらった上で謝罪の場を設けられるよう学校が適切に関与していく。</p>	<p>◆学校だけでは対応が困難なものについては、速やかに町教委へ報告し、連携を図る。</p> <p>①被害生徒が通常の学校生活を送れない状況が続いたり、保護者との対応に苦慮したりしている事案</p> <p>②暴力や恐喝等犯罪に関わる悪質な事案</p> <p>③生徒の生命や心身又は財産等に係る重大な事案等</p>	<p>◆必要に応じて、児童相談所や警察、法務局等と連携を図りながら問題解決に当たる。</p> <p>①犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、早期に警察へ相談し、連携して対応にあたる。</p> <p>②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、ためらわず、直ちに警察へ通報する。</p>

早期に警察へ通報・相談すべき犯罪行為等の具体例

- 同級生の腹を繰り返し殴ったりけったりする（暴行）
 - 顔面を殴打しあごの骨を折るなどのけがを負わせる（傷害）
 - プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする（暴行）
 - 学校に来たら危害を加えると脅す。同様のメールを送る（脅迫）
 - 校内や地域の壁、掲示板、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをした」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く（名誉毀損、侮辱）
 - 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる（強要）
 - 断れば危害を加えると脅し、性器を触る（強制わいせつ）
 - 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる（恐喝）
 - 教科書などの所持品を盗む（窃盗）
 - 自転車を故意に破損させる（器物破壊等）
 - 携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する（児童ポルノ提供など）等
- （平成25年文部科学省通知）

2 いじめ問題解決に向けた具体的取組

- * 言い分を聞いて表面上の謝罪や仲直りを促すような指導、当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導はしない。
- * 話しやすい人や場所に配慮する。
- * 複数の教員でくい違い等を確認しながら聴取する。
- * 情報提供者についての秘密は厳守する。

◆被害生徒に対して

①親身な対応と支援

- ・最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- ・最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応する。
- ・つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ・具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・良い点を誉め、励まし、自信を与える。
- ・「あなたにも原因がある」「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

②学習支援

- ・教室に入れない場合は、別室登校や別室授業等を行い学習の機会の確保に努めるとともに、教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導等を行う。
- ・いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限に保証する。

③心のケア

- ・心理的ケアを十分に行う。（スクールカウンセラー、町の適応指導員等の活用）

【指導上の留意点】

- * 「いじめられる方にも問題がある」「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」といった考えで、問題を軽視しない。
- * プライバシーの保護には、細心の注意を払う。

◆加害生徒に対して

①いじめの態様に応じた指導・支援

- ・いじめの事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
- ・不満、不安等の訴えを十分に聞くとともに、事実はしっかり認めさせる。
- ・いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を、理を尽くし冷静に諭す。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気づかせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- ・必要があると認めるときは、いじめを行った生徒をいじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・指導後にいじめを受けた生徒や通報した者に対し、圧力やいやがらせの行為に及ぶことがないように諭す。

②心のケア

- ・いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに、今まで以上の関わりを持つように努める。

【指導上の留意点】

- * 注意、叱咤、説教だけで終わらせない。
- * 命令口調で指導したり、追い詰めたりしない。
- * 教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断しない。
- * みんなの前でいじめた生徒を非難しない。
- * 過去を引き合いに出したり、兄弟姉妹と比較したりしない。
- * 体罰は、絶対行わない。
- * 子どもの人格を否定するような発言はしない。
- * 何もかも「いじめ」と決めつけない。

◆観衆・傍観者に対して

①当事者意識の高揚

- ・学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また、いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への負担と同じであることに気づかせる。
- ・いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友だちを助けることであり、人間としての当たり前な行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、いじめを発見した際は直ちに教職員などに報告するようにさせる。
- ・いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気づかせる。

②共感的人間関係づくり

- ・異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

◆被害生徒の保護者に対して

保護者との信頼関係の構築を図る。

- ・保護者にいじめの事実を正確に伝える。
- ・本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- ・学校としての解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。
- ・指導に誤りがあった場合は、謝罪する。
- ・定期的に家庭と連絡をとり、学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行う。

◆加害生徒の保護者に対して

①事実関係を正確に伝える。

- ・憶測で話をしない。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

②保護者の心情を理解する。

- ・保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を十分理解しながら対応する。
- ・子どもの良さを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

③学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。

- ・被害者への謝罪の意義、子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言する。
- ・教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し、子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

3 いじめ問題解決後の取組

継続的な支援及び再発防止

- ・いじめが解決したと見られる場合でも、気づかないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ・解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

4 自殺防止

自殺が現実起きてしまう前に子どもは必ず「助けて」という必死の叫びを發します。子どもたちが發している救いを求める叫びに気づき、周囲との絆を回復することこそが、自殺予防につながります。一人で問題を抱え込まずに、周囲の同僚たち、子どもの家族、医療従事者などと協力してこの危機に向き合うことが大切である。

<自殺直前の5つのサイン>

①突然の態度の変化

- ・友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・投げやりな態度が目立つ。
- ・見だしなみを気にしなくなる。

②自殺をほのめかす

- ・「だれも自分のことを知らないところへ行きたい」
- ・「夜眠ったら、もう二度と目が覚めなければいい」等

③別れの用意をする

- ・大切な持ち物を友人にあげる。
- ・長く借りていたものを返す。

④適度に危険な行為に及ぶ

- ・事故を繰り返したり、重大な事故につながるような行動をたびたび起こしたりする。

⑤自傷行為に及ぶ

- ・手首を浅く切る。
- ・薬を複数錠服用する。 等

<対応の原則(TALK)>

子どもから「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった子どもに出会ったりしたときには、次のようなTALKの原則が求められます。

- T e l l** : 言葉に出して心配していることを伝える。
A s k : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。
L i s t e n : 絶望的な気持ちを傾聴する。
K e e p s a f e : 安全を確保する。

<対応の留意点>

- ①ひとりで抱え込まない→チームによる対応
- ②急に子どもとの関係をきらない→継続的な信頼関係を築く
- ③「秘密にしてほしい」という子どもへの対応→保護者との連携、信頼関係の確立
- ④手首自傷（リストカット）への対応→本人の苦しい気持ちを認めたとうえでの関わり、医療機関との連携

問 1 あなたは、友達にいじめられたことはありますか。

- ①はい ②いいえ

(1) それほどのようないじめでしたか。（以下「はい」と答えた人に聞きます）

- ①悪口 ②冷やかす ③無視 ④仲間はずれ ⑤いたづら書き ⑥物をこわされた
⑦物やお金をとられた ⑧たたく、ける、おすなど ⑨その他

(2) だれにいじめられましたか。

- ①クラスの人 ②同学年の人 ③上級生 ④部活の人 ⑤その他

(3) それはいつごろですか。

- ①今年になって（___月ごろ） ②昨年 ③昨年より前

(4) どんな時にいじめられましたか。

- ①登下校中 ②授業中 ③休み時間・昼休み ④給食・清掃中 ⑤放課後
⑥部活中 ⑦下校後 ⑧その他

(5) そのいじめは、解決しましたか。

- ①はい ②いいえ

問 2 あなたは、学校のともだちがいじめられているのを見たことがありますか。

- ①はい ②いいえ

(1) それほどのようないじめでしたか。（以下「はい」と答えた人に聞きます）

- ①悪口 ②冷やかす ③無視 ④仲間はずれ ⑤いたづら書き ⑥物をこわされた
⑦物やお金をとられた ⑧たたく、ける、おすなど ⑨その他

(2) だれにいじめられていましたか。

- ①クラスの人 ②同学年の人 ③上級生 ④部活の人 ⑤その他

(3) それはいつごろですか。

- ①今年になって（___月ごろ） ②昨年 ③昨年より前

(4) どんな時にいじめられていましたか。

- ①登下校中 ②授業中 ③休み時間・昼休み ④給食・清掃中 ⑤放課後
⑥部活中 ⑦下校後 ⑧その他

(5) 今もいじめられていますか。

- ①はい ②いいえ

問 3 あなたは、友達をいじめたことがありますか。

- ①はい ②いいえ

問 4 その他に先生に相談したいことがあれば書いてください。また、自分の名前を書いて
もいいと思う人は書いてください。

1 登校時・朝の会等

- 欠席、遅刻、早退が増えた。また、その理由を明確に言わない。
- 理由もなく一人で朝早く登校する。
- 表情が暗く、元気がない。おどおどして、脅えているように感じられる。
- 衣服の汚れや擦り傷等がよく見られる。
- 教師と視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている）

2 授業時間

- 授業で発言すると笑われたり、冷やかされたり、無視されたりする。
- 他の児童から発言を強要される。
- 体育の球技等で、ボールが回らない、または、集中して回される。
- グループ分けで孤立し、活動中もよく一人でいることが多い。
- 机を離され、周りの席に誰も座ろうとしない。
- いつも準備や後片付けをさせられている。
- 配布したプリントが一人だけ渡らない。

3 昼食時

- 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
- 重い物や汚れたものを持たされることが多い。

4 休み時間

- 教職員ばかりに話しかけ、教職員の近くから離れようとしない。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室、図書室等にいることが多く、一人になりたがらない。帰りの会終了後も用事がないのに下校しようとしない。
- 廊下や階段を一人でうろうろ歩く。

- 友だちに一方的に肩を組まれている機会が増えている。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 友だちに悪口を言われているのに不自然な笑いを浮かべている。
- トイレ等に閉じこもりがちになっている。妙に暗く、うつむいていることが多い。

5 その他

- 悪口が書かれたメモが回る。
- 物を隠されたり、持ち物や掲示物にいたずら落書きされたりした跡が見られる。
- 個人用のロッカーなどにごみが入られる。
- その子の持ち物を周りの子が触りたがらない。
- インターネット上に悪口が書かれるようになる。
- 「くさい」「チビ」「のろま」「へた」などの悪口を言われる。
- 友だちの使い走りや、他の子の課題までを肩代わりするようになった。
- 部活動やクラブの練習後、片付けを一人でしていることが多い。
- 学級内で問題が生じると、名前がすぐにあがる。
- 本意でない係や委員に無理やり選ばれる。
- 不快な呼び名や「○○菌」などと呼ばれている。
- 急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいとか言い出す。

資料3 いじめ問題への取組についてのチェックリスト（学校用）

- 学校の実情に応じた、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、全職員や保護者、地域にも周知しているか。
- 複数の教職員、スクールカウンセラー、教育相談員、その他の関係者によるいじめの防止等の対策のための組織を設置しているか。また、組織は適切に機能しているか。
- いじめ問題の重大性を全職員が認識し、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっているか。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。
- いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっているか。
- 道徳や学級活動・児童会や生徒会活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導並びに助言が行われているか。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っているか。
- いじめを行う児童生徒に対しては、特別な指導計画による指導のほか、場合によっては出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うことにしているか。
- いじめられる児童生徒に対しては、心のケアや区域外就学など、弾力的措置を講じ、いじめから子どもを守りとおすための対応を行うことにしているか。
- いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行っているか。
- 日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係づくりに努めているか。
- 児童生徒が発する危険信号を見逃さないために、児童生徒の生活態度の変化等、きめ細かく把握するよう努めているか。
- いじめの情報がもたらされたときには、問題を軽視することなく、迅速に情報収集を行い、正確な事実確認の上、事実を隠蔽することなく適切に解決を図っているか。
- いじめ防止対策基本方針を定期的に見直し、必要に応じ修正を行えているか。

- 学校として、いじめ解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関との連携を図っているか。
- 児童生徒のストレスや悩みを積極的に受けとめることができるような教育相談体制が整備されているか。
- 教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることのできる体制になっているか。
- 児童生徒の個人情報について適切に管理され取り扱われているか。
- 学校だより等を通じて、学校のいじめ対応方針や指導計画等を公表するとともにいじめ問題の重要性を認識し合い、緊密な連携体制を築いているか。
- いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく、家庭との連携を密にして解決に当たっているか。
- 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。

【千葉県教育委員会資料 参考】

いじめ相談窓口

●酒々井町教育支援教室
(教育委員会学校教育課)

043-496-1171(内380)

●酒々井町教育委員会
学校教育課

043-496-1171(内312)

●子どもの人権110番

《法務省》

0120-007-110

8:30~17:15(平日)

●千葉県中央児童相談所

(子ども・家庭110番)

043-252-1152

8:30~20:00(毎日)

●千葉いのちの電話

043-227-3900

24時間(毎日)

●チャイルドライン

0120-99-7777

16:00~21:00(月~土)

●ヤングテレホン

(千葉県警察少年センター)

0120-783-497

9:00~17:00(月~金) ※祝・振替休日を除く

●北総地区少年センター

0476-23-1891

9:00~17:00(月~金)

●千葉県

子どもと親のサポートセンター

※いじめに関する相談は、365日、24時間

0120-415-446

8:30~17:15(月~金) ※祝日・年末年始は除く

●24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

24時間(毎日)

●ライトハウスちば

043-420-8066

火~日 (10:00~17:00)

【引用・参考文献】

- ・「いじめ防止対策推進法の公布について（通知）」平成25年6月28日 文部科学省
- ・「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」
平成25年5月16日 文部科学省
- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）」
平成25年1月24日 文部科学省
- ・「いじめSOS信号と、いじめ識別力」
平成24年12月29日 東京学芸大学 杉森研究室
- ・「生徒指導リーフ（いじめアンケート）」
平成24年7月6日 国立教育政策研究所
- ・「いじめ問題への取組の総点検と指導体制の更なる充実にに向けた取組について」
平成22年12月 千葉県教育委員会
- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」 平成21年3月 文部科学省
- ・「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引」 平成22年3月 文部科学省
- ・「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」
平成20年11月 文部科学省
- ・「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」
平成19年2月5日 文部科学省
- ・「いじめの問題への取組の徹底について（通知）」
平成18年10月19日 文部科学省
- ・「いじめ問題対応マニュアル」 平成24年11月 和歌山県教育委員会
- ・「室蘭市いじめ問題総合対策」 平成24年12月 室蘭市教育委員会
- ・「新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などでつらい思いをしたら」
文部科学省ホームページ
- ・「酒々井町いじめ防止基本方針」 平成27年3月 令和4年2月（最終決定） 酒々井町